

我が国の防災分野における国際協力 ～東日本大震災の教訓を踏まえて～

平成26年7月7日

国務大臣(国土強靱化担当)
内閣府特命担当大臣(防災)
古屋 圭司

2011年3月11日 東日本大震災発生

津波

岩手県宮古市
(写真: 田老町漁業協同組合)



広域浸水

2011年3月12日 宮城県



壊滅的被害

2011年3月14日 宮城県気仙沼市
(写真: 東京消防庁)



被災地に駆けつける緊急救助隊

(写真: 東京消防庁)

2012年6月27日公布・施行

概 要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附 則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

2013年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、平成24年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等

ソフト面の防災対策が奏功した事例

釜石の奇跡

- ・ 東日本大震災発生時、生徒たちは自らの判断で校庭に集合し、指定避難所に向かって走り始めたが、そこも危険と判断した生徒たちは、小学生の手を引き、途中で合流した保育園の園児たちをも保護しながら、更に高台に向かって避難。
- ・ このようにして、生徒は教えられたとおりに避難するだけでなく、自ら状況を判断し、互いに助け合いながら、大災害を生き延びた。

平時からの防災教育の取組が生徒たちの命を救った



小学生を誘導して、さらに高いところに避難する生徒たち

◆災害教訓

「此处より下に家を建てるな」

明治三陸大津波、昭和三陸大津波で壊滅的被害を受けた集落に立てられた石碑の教え。



宮古市姉吉地区の石碑

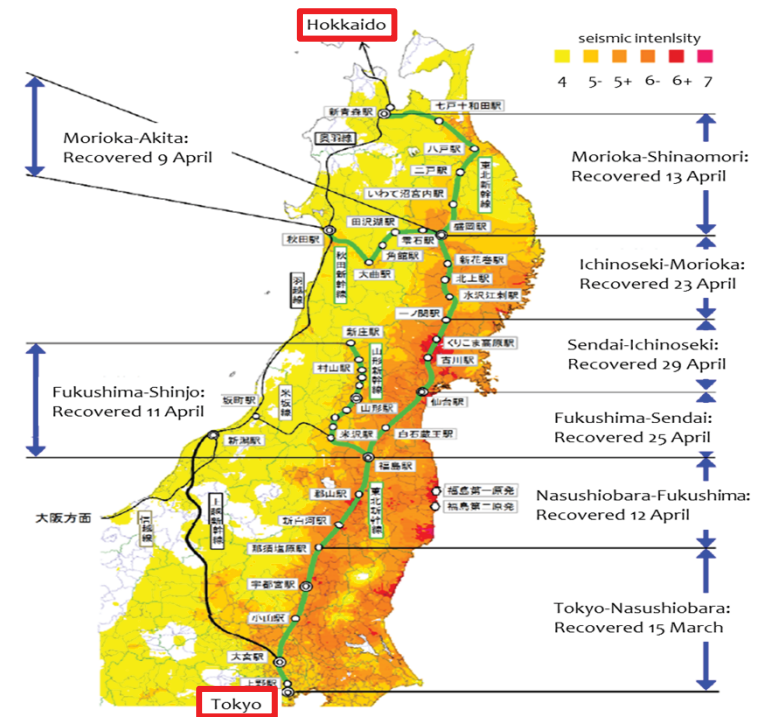
防災教育・教訓などソフト面の対策も重要

東日本大震災における好事例

● 地震早期警報システム



Yahoo! JAPAN「東日本大震災 写真保存プロジェクト」ウェブサイトより



● 高速道路の復旧



6日後



写真：NEXCO

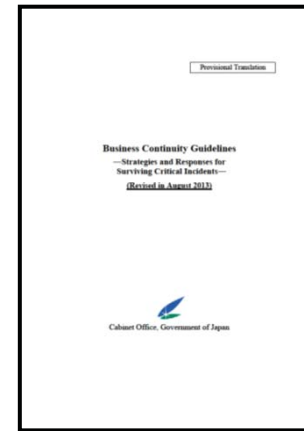
防災分野における国際協力



2008年 四川大地震の被災地で活動する緊急援助隊



防災グローバルプラットフォームにおける、政務官による我が国ステートメント発表



我が国の事業継続計画（BCP）ガイドライン等、防災に関する知見の共有



国際復興支援フォーラムへの共同議長としての参画



専門家による、チリでの津波予警報の指導
（写真：JICA提供）



2011年 タイ洪水で活躍した日本のポンプ排水車

第3回国連防災世界会議

- 開催期間: 2015年3月14日～18日
- 開催地: 仙台市
- 参加者数(見込み):
 本体会議 5,000 名以上、
 関連事業含め延べ40,000名以上

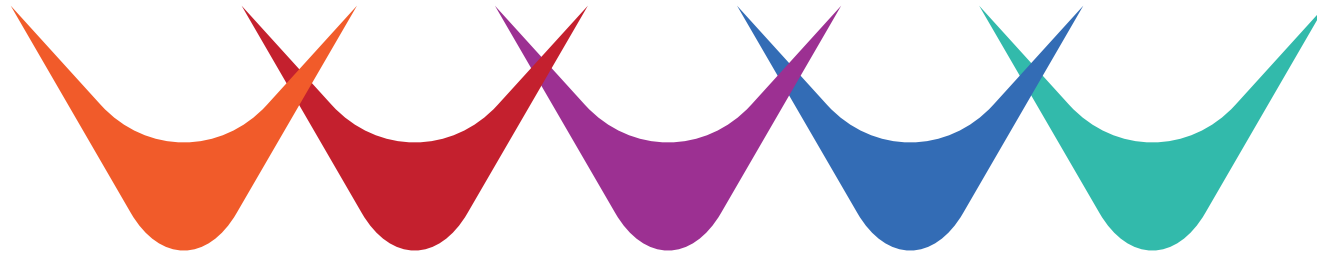


【会議開催の意義】

- 新たな国際防災の取組指針の策定
- 世界会議開催の機会を活かした我が国の知見の発信
- 東日本大震災からの復興の発信及び被災地の振興



第3回国連防災世界会議 公式ロゴ



UN World Conference on
Disaster Risk Reduction
2015 Sendai Japan

- 開催都市である仙台在住の若手デザイナーによる提案
- 災害に対して強靱(レジリエント)な社会に向けて、人々が手を携えて行動を起こすイメージを表し、また「兵庫行動枠組2005-2015(HFA)」の5つの優先行動を表現

We welcome your active participation!

皆様の積極的なご参加を歓迎致します